

平成25年9月

中札内村議会定例会会議録

平成25年9月4日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	山田英雄君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長	中道真也君	住民課参事	坂村暢一君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	大和田貢一君
-----	-------	------	--------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼 務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	片山勇一郎君	書記	林真悠君
--------	--------	----	------

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		行政執行状況報告
日程第6	請願第7号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願
日程第7	報告第4号	平成24年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第8	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	議案第50号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	議案第51号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	議案第52号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12	議案第53号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	議案第54号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	議案第55号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
日程第15	議案第56号	中札内村まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第57号	中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第58号	中札内村の基本構想について
日程第18	議案第59号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第60号	中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第61号	中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第62号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第63号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第64号	平成25年度中札内村一般会計補正予算について
日程第24	議案第65号	平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 2 5	議案第 6 6 号	平成 2 5 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 2 6	認 定 第 1 号	平成 2 4 年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 7	認 定 第 2 号	平成 2 4 年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 8	認 定 第 3 号	平成 2 4 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 9	認 定 第 4 号	平成 2 4 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 0	認 定 第 5 号	平成 2 4 年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 1	認 定 第 6 号	平成 2 4 年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年9月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番中井議員と2番佐藤議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋議会運営委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

平成25年8月27日午後4時、全委員及び副村長、総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、9月定例会の運営について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

1、会期について。

9月4日水曜日から9月13日金曜日までの10日間とされたい。

2、議事日程について。

イ、諸般の報告。

ロ、行政執行状況報告。

ハ、請願第7号は所管の総務常任委員会に付託されたい。

ニ、認定第1号から認定第6号までの各会計決算認定審査については、9月9日から9月11日の3日間、本会議で審議されたい。

ホ、その他の議案等については、初日の本会議で審議されたい。

ヘ、一般質問は、9月13日金曜日に予定されたい。

以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から9月13日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの10日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

6月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手もとに配付しましたので、了承をお願いいたします。

◎日程第5 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第5、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。

はじめに、田村村長、登壇をお願いします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、6月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく表彰については、中札内消防団長から推薦のありました森田進氏に社会功労表彰を行っております。

非核平和の取り組みとして、8月6日から18日まで、文化創造センターにおいて「原爆ポスター展」を開催しております。

また、8月15日には、「戦歿者を追悼し平和を祈念する日」の情報無線を発信しております。

ヴィレッジときわ野第3次分譲地の造成は、6月25日に用地取得を行い、現在分譲地及び道路、水道、下水道の調査設計を行っております。

次に、企画財政グループについてですが、普通交付税は、7月に算定事務を終え、当初予算額に対し、4億3,505万3,000円増の18億8,504万7,000円となり、前年度当初交付決定額との比較では、6.1パーセント、1億843万7,000円の増額となっております。

また、臨時財政対策債は、当初予算額に対し、2,348万2,000円増の1億8,348万2,000円を限度に決定される見込みで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた前年度当初交付決定額との比較では、1億1,633万7,000円、6.0パーセントの増加となっております。

本村の普通交付税の増加要因としては、基準財政需要額で、保健衛生費の単位費用の増額、地域の元気づくり推進費の増加、臨時財政対策費償還費の増加、基準財政収入額で市町村民税所得割・法人税割、固定資産税の減少が主な要因であります。

策定作業を進めていた第6期総合計画は、7月22日に総合行政推進委員会から答申を受け、パブリックコメントの募集を経て策定を終え、第6期中札内村まちづくり計画として基本構想を本定例会に提案しております。

6月の村長選挙において、私が掲げた政策の基本理念に基づく、5分野33項目の公約の具体策や取り組み方針を明らかにするため、8月26日に経営戦略会議を開催し、各項目の考え方を説明し、各課長等に検討、実行を指示いたしました。

また、年度内に着手、実施できるものについては、補正予算に計上しております。

川越市との中学生交流事業についてですが、7月30日から8月2日までの3泊4日の日程で、川越市内の中学校22校の1年生22人と引率者3人が来村し、ファームステイ、札内川園地でのキャンプ、農産物収穫・加工体験、カヌーなど自然体験を行っております。

昨年に引き続き本村の中学1年生に交流を深めようと呼び掛け、希望した7人がキャンプとカヌー体験を一緒に行ない、交流を深めております。

開村記念日に合わせて、9月2日から9月16日までの期間で、文化創造センターにおいて、広報写真パネル展を開催しております。昭和30年代後半から50年代前半の村の様子や行事などの懐かしい広報写真をパネルにして展示しております。

道道静内中札内線についてですが、昨年春の雪崩により被災したペンケチャップ橋の橋桁の架け替え工事が10月までの工期で進められています。

太陽光発電所の建設について、富良野市の佐藤産業株式会社と、元札内地区の村有地の賃貸契約を締結し、近く着工の予定であります。出力は48キロワットの計画であります。

また、新生地区の民有地において、東京都のタマチ電機株式会社による800キロワットの発電所計画が協議されています。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、戸籍事務システムですが、8月26日から現在戸籍・附票及び除籍・改製原戸籍の発行業務を開始し、本システムの運用が始まっております。

今後、平成改製原戸籍のデータ作成を経て、26年1月にはすべてのシステムが稼働する予定となっております。

児童医療関係では、これまで乳幼児1,126件、小学生133件、中学生55件で総額381万7,394円の医療費を助成しております。

有害鳥獣関係では、4月から猟友会帯広支部中札内部会の会員の方々を鳥獣被害対策実施隊員として任命させていただき、それぞれ有害鳥獣の駆除に取り組んでいただいているところです。

7月末現在の捕獲・駆除状況ですが、エゾシカ370頭、キツネ85頭、カラス579羽、ドバト269羽となっており、国の緊急捕獲対策事業として駆除した対象動物ごとに補助金が上乗せ支給されることもあり、昨年に比べ駆除頭数は大幅に増加しております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、7月14日、「第51回全道障害者スポーツ大会」が十勝管内6市町村において開催され、本村ではソフトボール競技が札内川総合運動公園で行われました。全道から5チームが参加し、熱戦が繰り広げられ、スポーツを通じて親睦と交流が深められました。

また、7月31日には「第46回十勝地区身体障がい者スポーツ大会」が、中札内小学校で開催されました。

生憎の雨のため、急きょ会場を体育館に移しての大会となりましたが、331人の選手の皆さんと、大会運営をサポートするボランティアの皆さん76人のご協力により、無事終了することが出来ました。

両大会の運営にご尽力いただいた関係機関の皆様やボランティアの皆さまに感謝申し上げます。

次に、保健グループについてですが、「対がん協会」の協力を得て、6月6日から10日にかけて国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などを保健センター、公民館の2会場において実施し、294人の方が受診され、健診後の特定保健指導についても7月中旬から順次、該当受診者に対して指導を行っております。

次に、保育所についてですが、中札内保育所改築建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事は、予定どおり8月30日に完成しております。検定・引き渡し終了後、9月中旬に一般公開を予定しております。

なお、公募しておりました中札内保育所の名称について、7月19日役場職員、保育所父母の会役員らで構成する選考委員会を開催して、応募のありました78件の中から中札内保育所児童から提案ありました「中札内きらきら保育園」に決定し、名称変更議案を本議会に提出しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農作物の状況は、小麦の収穫が7月下旬の長雨の影響で収穫が遅れ、品質の低下がみられましたが、豆類・てん菜・馬鈴しょは平年より早い生育となっておりますが、長雨による遅れが心配される状況となっております。

政府が7月23日に交渉会合への参加に至ったTPPについては、参加に抗議する十勝管内の統一行動として村では7月24日、農協、商工会、農業委員会、消費者協会、建設業協会、農民同盟、平和運動フォーラム及び地区連合と連携し、チラシ配布など街頭行動を行いTPP交渉参加への怒りや危機感を広く訴えました。

また、翌25日には、「即時脱退を求める北海道総決起大会」が札幌市で開催されております。

観光関係は、昨年から行っている、自然体感・参加型プログラム「札内川園地探検隊」をこれまで2回開催し、巨木観察や自然散策を行っております。

実行委員会主催による「第15回花フェスタ」は前年より2件少ない34団体・個人の参加でしたが、入込み人数は、昨年より約2,000人多い約1万6,000人が訪れ、丹精込めて造られた花壇を見ていただくことができました。

花づくりに参加をいただいた村民の皆さま、ご支援ご協力いただいた方々に対し感謝申し上げます。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

道路維持関係では、村道の草刈り作業及び支障木枝打ちなどのほか、定期巡回点検を行いながら随時補修を実施し、良好な道路環境維持に努めております。

定住対策事業では、中札内スタイル住宅建設奨励金4件を交付しております。

主な工事の実施状況であります、「元大正・共栄34号道路改良舗装その2工事」をはじめ「公民館改修工事」、「農業体質強化整備促進事業暗渠排水工事」、「橋梁長寿命化橋梁補修工事」が6月に、公営住宅「ときわ野3棟建設工事」「公営住宅ストック改善工事」が

7月に着工しており、残りの工事につきましても随時発注を行ってまいります。

常盤西3線地区の居住者が日常利用している私道は、村道42号道路と接続されておらず、現在、42号道路沿い土地所有者の好意により通路として使用されています。

今後、同私有地の売却がなされた場合に、村道42号道路と私道との接続が難しくなる可能性もあり、緊急車両の通行やスクールバスの運行等には車両通行の通り抜けが必要とされることから、42号道路沿地の一部を道路用地として取得するため、土地購入費を、補正予算に計上しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長、登壇をお願いします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

学校教育の状況であります。7月1日に子どもたちの学力向上の取組みに関する点検を中心に、十勝教育局指導主事一次訪問を小中3校で実施し、7月8日には中札内小学校への2次訪問を行い、本村指導主幹とともに、校内での研修や授業のあり方について指導・助言を行うなど、教職員の授業力向上のための取組みを進めております。

また、8月5日には、本村指導主幹担当の研修事業として、新任・新採用学校職員研修会を実施しております。

中札内村道徳教育推進協議会の今年度事業では、道内道徳授業研修会へ5名の教職員の派遣を予定しており、すでに6月20日・21日に開催された旭川教育大学附属中学校研究大会へ1名が参加をしております。

今年度から活動の幅を広げている中札内中学校総合文化部音楽隊は、エルマ中学生歓迎会での演奏発表を皮切りに、やまべ放流祭、七夕まつりでの演奏を行ったほか、8月4日に行われた帯広地区吹奏楽コンクールでは銀賞を受賞するなど、精力的に活動しております。

小学校の修学旅行は、7月3日・4日の日程で札幌市・小樽市での修学を終えております。

青少年国際交流相互訪問研修事業では、エルマ市から生徒4名及び引率者が6月28日から7月9日までの12日間の日程で来村され、ホームステイをしながら、本村中学生との交流や日本の生活・風土に接するなど、有意義な研修を終えられ帰国されました。

社会教育活動では、ジュニアアウトドアスクールは7月28日・29日の1泊2日で、小学3・4年生30名と高校生ボランティア6名の参加を得て、道立足寄少年自然の家ネイパル足寄を拠点に体験研修を行いました。

中札内村・南砺市交流事業では、8月4日から8日までの5日間の日程で、中札内・上札内小学校5・6年生19名が南砺市を訪問し、南砺市の風土に触れる体験活動と、福野地区小学5・6年生と合同で自然体験研修を行うなど、互いの交流も深め、帰ってまいりました。

川越市少年の翼は、8月22日から24日までの3日間の日程で公民館に滞在し、自己研修メニューのほか、グリーンツーリズム推進住民会議の協力による農業体験や中札内中学生との交流事業を行うなどし、次の研修地へ出発されております。

中札内交流の杜は、8月15日から24日までの日程で、昨年引き続き日本クラブユースサッカー選手権アンダー15が帯広市と交流の杜を主な会場とし開催され、多くの村

民の方々の応援や競技運営への中学生の協力も得て、無事に全大会日程が終了されております。

大会期間中は、交流の杜宿泊施設の他、村内2宿泊施設に参加チームが滞在されました。

また、観光協会や村民有志の協力により、総合案内所や物産販売コーナーを設置するなど、本村を全国に発信する良き機会となるよう取組みを行っております。

更別村との連携事業では、8月29日に文化創造センターハーモニーホールで開催された更別村青少年劇場小学校低学年の部と、9月3日に開催された幼児の部に、それぞれ本村小学校児童と本村保育所園児が参加し、鑑賞させていただいております。

第9回中札内村北の大地ビエンナーレは、遠方からの受賞者の参加もいただき、7月20日に文化創造センターで表彰式を行いました。

また、7月21日から8月11日までの間、公募展が開催され、期間中「展覧会コンサート」や「アートカフェ」、「あなたが選ぶ北の大地賞」等のイベントを開催するなどし、2,092名の来場をいただき、終了しております。

審査委員や顧問の先生方、そして実行委員会の皆さまの2年間のご努力に感謝申し上げます。

体育関係事業では、村民スポーツ大会ソフトボール大会を7月21日に、8月25日にはパークゴルフ大会を終えております。

また、総合型地域スポーツクラブ「ピータンススポーツクラブ」は、子どものダンス教室やヨガ教室などの定期開催のほか、サイクリングや大人のダンス教室などの新たな取組みも行い、クラブ事業の拡大や定着化に向け、取り組んでおります。

以上、主要事項について申し上げ報告にかえさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第6 請願第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願

○議長（高橋和雄君） 日程第6、請願第7号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願についてを議題にいたします。

ただいま、議題となっております請願については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務常任委員会に付託します。

この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告を願います。

◎日程第7 報告第4号 平成24年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第7、報告第4号、平成24年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** 平成24年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の審査意見を付してご報告申し上げます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○**議長（高橋和雄君）** 補足説明を高桑総務課長、お願いいたします。

○**総務課長（高桑浩君）** 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案の3ページをお開きください。

まず1番目の健全化判断比率でございますが、①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率、④の将来負担比率につきましては、実質収支及び連結実質収支、将来負担が黒字でありますので、数字としては表れていません。

③の実質公債費比率につきましては、前年に比べ、2.0パーセント減少しておりますので、6.9パーセントでございます。

早期健全化基準の25パーセントと比較しますと、良好であるというふうに考えます。

2番の資金不足比率でございますが、簡易水道及び公共下水道両特別会計の実質収支が黒字でありますので、数字としては表れておりません。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

この平成24年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率については、報告済みといたします。

◎日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○**議長（高橋和雄君）** 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** ただいま、議題に供されました人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

現職の中川芳子氏は、来たる12月31日に任期満了となりますが、釧路地方法務局長より後任の推薦依頼がありましたので、人権擁護委員法に基づき、引き続き中川芳子氏を人権擁護委員として推薦しようとするものであります。

中川氏は、人格識見ともに優れており、最適任者と存じます。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○**議長（高橋和雄君）** 諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任者とするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、被推薦者を適任者とするに決定をいたしました。

◎日程第9 議案第50号 中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

◎日程第10 議案第51号 中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

◎日程第11 議案第52号 中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(高橋和雄君) この際、日程第9、議案第50号から、日程第11、議案第52号までの公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括議題に供されました公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

公平委員会委員であります香田實氏、平崎良和氏、榎志津子氏の3氏が、9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き選任をしたいと思います。

なお、本委員の任期は、平成25年10月1日から平成29年9月30日までであります。

ここに、議会の同意を得たくご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋和雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第50号、中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号、中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号、中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第53号 中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第13 議案第54号 中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(高橋和雄君) この際、日程第12、議案第53号から、日程第13、議案第54号までの中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括議題に供されました教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

中札内村教育委員会委員のうち、加藤淳司氏並びに水崎清和氏が9月30日をもって任期満了となりますので、再度、加藤氏、水崎氏を任命しようとするものです。

ここに、議会の同意を得たく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋和雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第53号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

提出議案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は可決されました。

議案第54号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

提出議案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は可決されました。

◎日程第14 議案第55号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

○議長（高橋和雄君） 日程第14、議案第55号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、住民基本台帳法の一部改正等に伴う北海道後期高齢者医療広域連合規約中、人口割の算出方法の変更について、地方自治法第291条の3第3項に基づき関係市町村と協議するため、本案を提出するものであります。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第55号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1件教えてほしいのですが、外国人登録原票を削るということが改正なのですけども、人口割の際に、今までは、外国人登録原票も加えるということですけども、今回、削るという、もし削る理由等が何かあるのではないかと思いますので、教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今回、規約の改正で、外国人登録原票の削除というふうにさせていただいたのは、昨年7月9日、外国人登録法が廃止されて、かつ住基法が改正されて、外国人住民が住基法上に台帳に登録されるようになりましたので、それで今回、規約

の改正をするものであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 55 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 55 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 56 号 中札内村まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 16 議案第 57 号 中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 15、議案第 56 号、中札内村まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 16、議案第 57 号、中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

まちづくり基本条例の改正ですが、平成 23 年の地方自治法の改正により基本構想の法的な策定根拠がなくなったことから、本村においては、本条例の改正により議決を得ようとするものであります。

また、計画の名称について、「総合計画」を「まちづくり計画」に変更しようとするものであります。

課設置条例の改正は、計画の名称変更に伴うものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長、お願いします。

○総務課長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 10 の 1 番、議案関係資料 2 ページをお開きください。

まちづくり基本条例の改正ですが、改正の１点目は、条例第２９条第１項、第３０条及び第３３条で、計画の名称を、総合計画からまちづくり計画に改めるものです。

２点目は、平成２３年の地方自治法改正前までは、基本構想の議決が義務付けされていましたが、国の地域主権改革のもと、法的な策定義務がなくなり、策定すること及び議会の議決を経るかどうかは、市町村の判断に委ねられることになりました。

本村では、まちづくり基本条例に基づき、総合行政推進委員会の諮問、答申を経て、策定し、第５期計画までと同じく、議会の議決をいただくべきと考え、本条例第２９条に、第２項として、議決を経ることを定めようとするものであります。

次に、資料３ページをご覧ください。

課設置条例の改正ですが、まちづくり基本条例の計画の名称変更に伴い、総務課の事務分掌の中の計画名称についても変更するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから２件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番黒田議員。

○５番（黒田和弘君） １件お聞きしたいのですが、第５期までについては、総合計画ということで、まちづくり基本条例に位置付けしておりますが、今回、総合計画をまちづくり計画ということで名称変更すると、こういうことでただいま話もありましたし、新聞にも載ってございました。

それらの名称を変更する意図というか、理由というか、そこら辺の考え方等について伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） これまでは、第５期までは総合計画という名称を使ってまいりました。

今回、総合行政推進委員会へ諮問をしたときは、第６期のまちづくり計画の策定で諮問をさせてもらったのですが、審議の中で、村民に親しみやすい名前ということで、総合計画よりもまちづくり計画のほうがより親しみやすくわかりやすいのではないかというご意見が出まして、答申ではまちづくり計画という答申をいただきましたので、村としましても、答申を尊重して、まちづくり計画にしようとするものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第５６号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５６号、中札内村まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

議案第５７号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５７号、中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第５８号 中札内村の基本構想について

○議長（高橋和雄君） 日程第１７、議案第５８号、中札内村の基本構想についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

第５期中札内村総合計画は、本年度をもって計画期間が終了することから、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応し、また各分野における諸計画との整合を図り、村民生活の一層の向上に努めるため、平成３３年度を目標年次とする「第６期中札内村まちづくり計画」を策定するもので、本計画の基本構想についてご提案申し上げます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。

議案第５８号、中札内村の基本構想については、地方自治法第１１０条第１項及び第３項並びに委員会条例第５条の規定により、議長を除く全員の委員で構成する第６期中札内村まちづくり計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査としたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は、議長を除く全員の委員で構成する第６期中札内村まちづくり計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

委員長と副委員長が互選されるまで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩をいたします。１１時再開をしたいと思います。

休憩 午前10時48分
再開 午前11時00分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第6期中札内村まちづくり計画審査特別委員会において、委員長と副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長に提出されております。

報告をいたします。

委員長に北嶋議員、副委員長に男澤議員。

以上のとおり互選されましたので、報告済みといたします。

◎日程第18 議案第59号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第19 議案第60号 中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第20 議案第61号 中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第18、議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19、議案第60号、中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議案第61号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、中札内保育所の改築を契機として、定員を120名から140名に拡大することと、名称を「中札内保育所」から「中札内きらきら保育園」に、「上札内保育所」を「上札内保育園」に変更するため提案するものであります。

併せて「保育所」から「保育園」に変更するに伴い、「所長」を「園長」に改正する条例についても提案するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を岡田福祉課長、お願いいたします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー10番の1、議案関係資料その1の5ページをお開きください。

はじめに、中札内保育所条例について説明させていただきます。

10月から新保育所での運営を目指して、現在、準備を進めておりますが、この移転を機に、保育所の名称について公募をいたしましたところ、村内外から78件の応募があり、7月に村理事者、職員、保育所父母の会役員による選考委員会を開催いたしまして、保育所児童から提案ありました中札内きらきら保育園を選出し、名称を変更しようとするものでございます。

また、保育所の名称を変更にかかわり、職員の給与に関する条例、中札内村立へき地保育所条例を改正しようとするものでございます。

あわせて、現在、１２０名となっている定員についても、利用者の増が見込まれることから、１４０名としようとするものでございます。

それでは、条文について説明させていただきます。

中札内村保育所条例の一部を改正する条例の第２条でございますが、名称を中札内保育所を中札内きらきら保育園に改正しようとするものでございます。

定員についても、１２０人から１４０人に増やそうとするものでございます。

第８条についてですが、これまで職員の構成について定めておりませんでしたので、保育所に園長、保育士、その他必要な職員を置くと追加しようとするものでございます。

附則において、この条例は、１０月１日から施行することとしております。

続いて、６ページの中札内村立へき地保育所条例についてですが、第２条において、上札内保育所を中札内に合わせまして、上札内保育園とし、第１１条において、へき地保育所に園長、保育士、その他必要な職員を置くと改正しようとするものでございます。

戻りまして、４ページでございますが、職員の給与に関する条例について、保育所長を保育園長に改正しようとするものでございます。

この二つの条例につきましても、附則におきまして、１０月１日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから、３件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

３番知本議員。

○３番（知本正幸君） ２点ほど質問をしたいと思います。

きらきら保育園、大変結構な名前かなと思います。私、６月の定例会で質問しました。単なる愛称なのか、条例化するのかということ。

課長の答弁として、出てきたものから中身を見て判断をしたいというあいまいな答弁がありました。結果的に、こうやって条例改正をきちっとした名称になったということで、そこら辺に至ったプロセスというか経緯。

先ほど、父母の会、役場職員の何かそういう組織をつくって決定したということですけども。正式名称にした理由というかな、そこら辺の考え方について伺いたいと思います。

あと、名前がちょっと長くなりますよね。本当にこれで定着していくのかなって思います。何かパッと見たところ、中札内保育園で省略されてしまうのかなというそんな気もするけど、定着させるために、そこら辺どのように考えているのかということと、もう１点、課設置条例の中で、確か保育所という部分で事務分掌あるのでないかなと思うのですが、そこら辺、今回の課設置条例の改正で出てきていませんよね。そこら辺は、どうなのかってちょっと疑問に思ったものですから、併せて伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、答弁させていただきます。

まず１点目の前回知本議員の質問に対しまして、その出てきた名前によって判断させていただきたいというちょっとあいまいな返答をさせていただきましたが、具体的にどういう名前が出てくるのかというところが、その当時、全く想定してございませんでしたので、

その辺できちっとした答弁をすることができなかったというところが事実でございます。ただ、根底には名称を変更したいというところは持っておりました。

次、正式名称にした理由でございます。

このような条例を改正したというところでございますが、このことにつきましては、選考委員会の中でもありますけれども、今回の移転をあくまでも契機としてこれまでの運営や何かにつきましても、改めて見直すいい機会とするためにもきちっとした名称を付けてスタートするのがよいのではないだろうかということもあって、今回させていただきました。

今回、中札内きらきら保育園という形で、やはりちょっと中札内・きらきら・保育園と三つに分かれておりますので、若干長い形になります。

ただ、この中に、きらきらという印象がかなり強いと思いますので、子どもたちにとっては、きらきら保育園というような感じできつと定着できるのではないかなと考えてございます。

それから、最後にご質問ありました課設置条例の中での保育所という形でございます。

これにつきましては、実は法的につきましては、保育にかけるものを保育する場としては保育所という形で謳われてございますので、あくまでも施設自体のものは保育所という形になってございます。

その中で、その保育所の名称はというと、何々園というような、そういう形が現在とられてございます。ですので、名前につきましては縛りがないという形になってございます。ただ、それは全体的な条例の中で、名称はこういう形にさせていただくという、そういうのを謳わせているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） 最後の何かちょっとよくわからないけども、条例では中札内保育所に関することだと思いましたが、確か。それが、中札内保育園に関することが正しいのではないかなというふうに私は思うのですけども。何か法的に保育所という言葉を使わなければならないのかなというふうに、今答弁を聞いてわかったのですけども。そこら辺、もう 1 回わかりやすく説明してほしいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） あくまでも保育にかける子どもを保育する場というのは、児童福祉法において保育所というのが謳われてございます。ですので、本来のこの条例自体も、中札内保育所条例の一部改正という形で、名称の部分きらきら保育園というような形に変えているということでございますので。

あくまでも、基本的に子どもを預かる場は保育所というのが、児童福祉法の中で謳われているものでございますので。その根底は変わらないということでございます。

ただ、そのこのところの名称については、保育所でもよろしいですし、センターでもよろしいですし、園でもよろしいですしというところのその縛りは、実はないのでございます。

ですので、そのこのところで、今回、保育所条例の中で名称を、中札内の場合は中札内きらきら保育園という形で、条例で名称を謳わせていただいていると、こういう流れでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） 今の、はじめに知本議員が言った部分ですが、どうも話を聞いているとわかるのだけでも、一体保育所なのかきらきら保育園なのかどっちが正しいのかという、いわゆる一般的に勘違いすると思うのだよね。そんなことで、この保育所条例の一部改正、あるいはまた職員の給与に関する条例の一部改正ということで保育所を保育園、あるいは園長ということで位置付けしているわけだから。

いわゆる、知本議員が言われる通り、課の設置条例等についても保育所については、今の理由でそのままということなのだけど。どうも一貫性がないので、私は課の設置条例も、この際改正すべきでないのかなというふうに私も理解するのが1点と、今もちょっと話が出ましたが、いわゆる保育所から保育園に名称を変更するというふうなことでしょども、何か制度上というのですか、そんなことも特に関係するきちとした理由というのがあるのかなというふうに思いますので再度伺いたいというふうに思います。

それと、もう1点は私もきらきら保育園ということで、選考委員会で決まったということですから異議はないのですが、それ以外の賞候補、あるいはまた保育賞、児童賞ということで何か出ていましたけれども、ちなみにとなった応募の名称ですか。

参考までにどんなものが出ていたのか教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 保育所条例につきましては、保育所というそのものの存在につきましては、児童福祉法の39条の中に保育に欠けるものは、保育所というそういう定義がされてございますので、そのこと自体を変えることはできません。ですので、その保育所自体はそうなのですけれども、その中での、今回の第2条の中での名称につきましては、これは保育所でもよろしいですし、園でもよろしいですし、センターでもよろしいですという、そういう縛りがない形になってございますので、中札内村の場合には、この条例の中で名称を謳って、きちっとさせていただいたというところでございます。

それと、保育所から保育園に制度というところでございます。

今言いましたように制度上は、あくまでも建物自体の、その保育にかける施設というのは保育所という形になりますけれども、その保育園にしなければいけない定員がいくら以上は保育園だとかという、保育所だとかというそういう縛りはございませんので、制度上に拘束があるものかということは特にございません。

それと、中札内きらきら保育園以外のものということでございますが、まず1つといたしまして、子ども太陽保育園、それから、あおぞら保育園、それから、はぐみの森保育園、それから、わくわく保育園、たんぽぽ保育園、これらの名称がありました。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） 2点については理解したのですが、冒頭言いました、直接この条例の改正には関係ありませんけれども、一貫性を持たせるために、中札内村課設置条例ですか。そちらの方も私は統一すべきでないのかなということで再度意見を申し上げたいのですが、そこら辺の見解について伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 保育にかける子どもをお預かりする施設自体は保育所という形でございますので、その保育所のやる中身の運営についてもその名称自体保育所という

条例自体は、そのまま保育所という形でかまわないのではないかと考えております。

○議長（高橋和雄君） 5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） 3 回目ですから最後になるのですが、特に園にこだわらないのであれば、ここら辺の一貫性を持たないとすれば職員の給与に関する条例も保育所長を保育園長に改めないで、保育所長のままでいいのではないのかなと思いますけども。

私は、課設置条例のほうが抜けていたのではないのかなというふうに私は理解するのですが、再度、そんなことで、追加でもいいですから、改正すべきでないのかなと。私の意見ですけども、申し上げて終わりといたします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今回の改正、条例改正におきましては、3 件関係するものがございます。

ただ、これに付随しまして規則等に関しても 1 1 件修正するものが出てきてございます。その中で、当然冒頭のところで課設置条例についての改正について、必要あるかないかという検討も当然させていただいてございました。

その上で、課の条例改正の部分には 3 本、それに関する規則、要綱等の整備に 1 1 件という形でその部分についての準備は進めさせていただいているところです。

○議長（高橋和雄君） ということでございます。

そのほか、ご質疑ありませんか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 私もこのきらきら保育園ということの名称は私もすごく子どもたちが期待を持って、新しい保育所を待っているなという感じもして、この名称に合わせて、また新しい保育園の運営ができればいいなというように思っておりました。

それで、私も同じように保育所と保育園ということの統一性がないなというように思って、今の説明で何となく縛りがあって、その縛りの中で、所ということ、保育所ということが変えられないのかなという理解をしたのですけれども。

でしたら、例えば認定保育園のようなものは、保育所として定めることではなくてもいいのかということちょつと聞きたいのです。認定保育園、例えば、幼稚園と保育園が一緒になった場合だったら、そのように保育所ではなくて園というような名称で使えることがあるのかどうか、そのことをちょつと教えてください。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今回の場合のこの認定保育園というものの自体は、そのものの自体での名称がございしますので、やはり子どもを預かる場合というのは保育所という形になっています。ですので、ただ、その流れ自体で、そういう保育所の名称が認定保育園になってくるといふ、そういう今の流れ上、そういう園にいくケースが多いということも含めて、こういう名前になっているのではないかなと想定されます。

ですので、将来的にはそういう形で、例えば中札内村が認定保育園に変わっていくという場合にもこういうような形になっていくのではないかなと考えております。

○議長（高橋和雄君） わかりましたか。

3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） ちょっと確認だけしたいと思います。

法的縛りがあるから保育所という課設置条例を残したのか、そこら辺ですね。

独自の中札内村の課設置条例なので、私は法的縛りがないのではないかなと思いますけ

ども。

今の答弁では何かそういうふうに聞こえたのですが、そこら辺だけちょっと確認したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 児童福祉法の中で、保育所というものは保育にかけるものだという形で、保育にかけるものを育てる場所は保育所だよという形では謳われております。それは、そういうことでございます。

児童福祉法で保育所というものは、保育に欠けるものだよということです。ですので、そのもの保育に欠けるものを育てるところは保育所ということは、それは法的に決められていることでございますので、こういう現在でも保育所という形になると。

ただ、名称につきましては保育所であろうが園であろうが、それは縛りはありませんよというところでございますので、中札内の場合は、今回契機に園という形を取らせていただいたということでございます。

結局、やることについては、保育に子どもの欠けるところの子を面倒を見るという仕事自体は何ら変わりがございませんので、課の設置条例のところまでの改正には至っていないというところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑ございませんか。

4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） きらきら保育園という名前については、子どもたちの願いとか親御さんの願いとかがあって決まったものなのだろうと思うのですが、我々は単にそういうことばかりではなくて、法的にどうかとか、あるいは第三者が聞いて、ずっと理解できるのか。どうもそういう部分が気になるものですからこういう議論になっていると思うのですが。

正式に言うと、何が正式かわからないのだけでも、法的に正式に言うと保育所だと理解していいわけですね。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 子どもを預かる場所ということで保育所という形になります。

ただ、名称については園という形を取らせていただいたということです。

○議長（高橋和雄君） 4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） 先に申し上げますけども、きらきら保育園について反対するものではありません。こういう議論になっているものですから、せっかくな名前の付いて、子どもたちも希望を持って新しい保育所に通おうとしている、法的に言うと。

そういうちぐはぐした関係になることを心配しているのですね。

それで、今我々も課長から繰り返し説明を受けましたので、法的には保育所だと。我々の名前としては、保育園だという関係はわかったのですが、一般の方、特に子どもを保育所に通わせているようなお父さん、お母さんがぱっと聞いて、実は法的には保育所で、名前は保育園なのだということがずっと理解できるかなと。

何だかよくわからないのだよということになったのでは、せっかくな名前を付けたことが台無しになってしまわないかなという不安を今覚えているのです。

それで、私は冒頭申し上げましたけども、きらきら保育園に賛成なのですが、名称のあり方のちぐはぐさを、そういう誤解を与えてはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） そういうことで、言われる通り、その条例の条文の冒頭のところについては、保育所という形になっていますが、第2条で名称で中札内きらきら保育園という形になって、これからは、その第2条の名称の中札内きらきら保育園が全面に出る形になりますので、保護者の方たちにはそういう心配はないものと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今いろいろ意見も出ましたけども、ややこしい部分に関していろいろあると思うのですけども。

ただ、一番心配なのは、父兄なんかとこういう話を十分して、父兄方に理解を得たのか得ないのかということが一番心配なところなのですけども。これは、やっぱりいいからいいからということで所と園の関係だとか、その名前との関係とかというのは、十分父兄方と話し合ったことの結果だと思うのですけどいかがなものですかね。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この名称変更につきまして、直接、園だ所だというところの具体的なお話はしたことはございません。

ただ、名称が変わりますという形で、父兄の方にご協力をいただいて、こういう名前がいいだろうかという提案をいただきたいというそういうお話はさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） ちょっとその辺が心配なところなのだね。理解をしていただきながらいかないと。今、議員の中でもこれで3人も4人もそうやって疑問があるような形で進んでいるわけですよ。やっぱり少なくとも父兄には、理解をしていただくような形でいかないと。

名前がこういうふうになったから、行政的にこういうふうな形でいきますからという形にはならないと思うのですよ。その辺は、これで多分決定すると思うのですけども、もう一度やっぱり父兄なんかとそういう話をしていただきながら、やっぱり理解していかないと。また、何かの形の中でということというのは、不透明な時期が見えるような気がするので、これはやっぱりしっかり父兄と話し合ってもらって、理解をしていただくことでお願いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見のような感じがしますが、答弁をお願いします。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 父母の会の役員会等もございます。そういう父兄と直接話ができる場がございますので、そういうところでお話をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 確認なのですが、中札内課条例というものは中札内独自で決められることなのですか。違うのですか。

中札内課条例は、中札内の独自の条例で決められるのであれば、その中で保育所というものを保育園に決められるかどうかという確認をもう一度させてください。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） ちょっと最後に整理だけさせていただきますけども、例えば、中札内にあります特別養護老人ホームは、中札内恵津美ハイツなのです。上札内にある

授産施設も、ちょっと言葉違ったらごめんなさい。施設としては、障がい者の施設であり、特別養護老人ホームは特別養護老人ホームです。

ここで今までずっと説明してきた保育所は、その法的な区分の名称だというふうに思っただけだと思います。それで、この中札内きらきら保育園というのは、これから、今までは、いわゆる管理する保育から見守る保育に変えようということで、村民の皆さまにもよりかかわっていただきたいですし、父母の皆さんにもかかわっていただきたい。

後ほど、北嶋議員ご質問いただいたように父母の方にも十分理解をしていただかなければならないと。親しんでいただくための、手っ取り早く言えば、ロゴが中札内きらきら保育園だと。でも施設としてはあくまでも保育所ですよということでございますので、そういう観点から言って、法的な根拠である保育所については条例すべてそういったものについては生かしていくと。ですから、今回の条例も中札内保育所条例ということで、これはやっぱりいいじゃないと。

ただし、通称名としては、きらきら保育園にしたいということでございますので、そこはちょっといずさはあるかもしれませんが、ほかのものと例と比較していただくと、こちらの思っている意図は少しだけみ取っていただけるのかなというふうに思いますので。より親しんでいただいて、より広く周知されるように、その辺は最大限努力をしてみたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

ほかにご質疑はございませんか。

1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） 法律的にというか、保育をするところは保育所であるというふうに定められているのですよという理解でいいのですね。ですから、それをうちの村の条例としてではなくて、保育園に変えられるのか変えれないのか。法律上、保育所なのですよと言われている部分は、あくまでも保育所なのですよというふうに理解をしていいということですね。最後確認だけさせてください。

○議長（高橋和雄君） 答弁をお願いします。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 何度も申しわけございませんが、そういう形で保育所というものは保育に欠けるものを保育する場という形で保育所。

名称については、今回新たに中札内きらきら保育園とさせていただいていくというそういう形になって、今後からはそういう中札内きらきら保育園が全面に出るという形になっていくと、そういう形になっていきます。

○議長（高橋和雄君） 同じ答弁です。

そのほか。

なければ、質疑なしとしますがよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 59 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 59 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 60 号、中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

議案第 61 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 61 号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 62 号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 22 議案第 63 号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 21、議案第 62 号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 22、議案第 63 号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、「地方税法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成25年6月12日に公布されたことから、村税条例並びに国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー10の1番、議案関係資料7ページをお開きください。

最初に、村税条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき説明させていただきます。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律の公布、一部施行に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うもので、まず、1点目の公的年金からの特別徴収制度の見直しで、新条例47条の2、47条の5の改正関係になりますが、まず①は、これまで個人住民税を公的年金から特別徴収している方が、村外に転出した場合は普通徴収に切り替えることとしておりましたが、転出後も引き続き特別徴収できることとした改正を行うものであります。

次に②は、公的年金から特別徴収する個人住民税の仮特別徴収税額の算定方法を改正することにより、特別徴収税額の平準化を図ろうとするものであります。

次に、2点目の金融所得課税の一体化等に伴う見直しで、これは新条例附則第16条の3、第19条、第19条の2、第20条の2改正関係なのですが、まず①は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、これまで非課税とされてきた特定公社債の利子が、課税対象に追加されたことに伴う改正であります。

次に②は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う改正であります。

次に③は、②で説明いたしました改組により、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されましたことから、そのことに伴う規定の新設であります。

次に④は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が課税対象に追加されたことに伴う改正であります。

次に3点目、4点目で、法律等及び本条例の改正に伴う条項の削除及び繰上げ、任用条項の改正を行っております。

次に8ページをお開きください。

施行日です。本条例改正は、平成28年1月1日から施行となりますが、改正規定第47条の2第1項及び第47条の5第1項に規定する公的年金からの特別徴収制度の見直しについては、平成28年10月1日施行とし、それ以外の附則第7条の4、第16条の3、第19条から第20条の5に規定する金融所得課税の一体化に伴う見直し等については、平成29年1月1日施行としております。

次に9ページから27ページについては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

次に国民健康保険税条例の一部改正ですが、資料の28ページをお開きください。

条例の改正概要に基づき説明させていただきますが、本条例の一部改正につきましては、先ほど説明いたしました村税条例の一部改正の中の金融所得課税の一体化等に伴う見直しによるものと同様となっております。

1点目の①は、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等と一般株式

等に係る申告分離課税制度に改組されたことに伴うもの。②は、新条例附則第9項に係る改正ですが、特定公社債等の利子等に係る利子所得が申告分離課税の対象とされたことに伴うものでございます。

2点目の①は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が追加されたことに伴う改正でございます。

3点目、4点目で、法律等及び本条例の改正に伴う条項の削除及び繰上げ等の改正を行っております。

施行日ですが、本改正条例は、平成29年1月1日施行としております。

資料の29ページから32ページについては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ちょっと1点だけ教えていただきたいというふうに思います。

議案資料の7ページに基づいて、今説明がございました。その中の1番の公的年金からの特別徴収制度の見直し。②で、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の改正ということで資料に載ってございますが、現行として仮徴収額、4月、6月、8月ということで、年金ですから2カ月に1回ずつ支給されるときに徴収するよという現行でございます。

よりまして、残り10月、12月、2月ということにあるわけです。改正後については、仮徴収額、4月、6月、8月ということで、計算方法は前年度分の年税額の2分の1、さらに3で割った額を徴収するよという算定内容なのですが、私の理解がなかなかちょっと理解できないのだけど、どちらもあり差がないというふうに私は理解したのですが、どの辺がどう変わるのか、ちょっとわかりやすく説明していただければいいかなというふうに思いますのでお願いします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今回のこの改正でどのように変わるのかと。例えば、この計算式をもってのみ考えれば、ほとんど動きはないということになるのではないかなというふうに、そういうような指摘だというふうに思います。

ただ、1点あるのが年税額が変わったとき。資料として表をお渡ししているわけではないので、口頭でちょっとご説明をさせていただきたいというふうに思いますが、例えば、年税額が6万円、つまり税額が6万円だったとすると、仮徴収は3万円、単純にですね。10月からの本徴収は3万円。1万円ずつという意味です。6万円がずっと続いているうちは、どちらの計算式も同額になるはずで、ずっと6万円でいくケースは。

ただ、ある年度に、例えば、所得が減って年税額が変わったとき。

例えば、これが6万円だったものが3万6,000円に年税額が変わったとき。このときに、現行ですと前年の本徴収額が翌年の仮徴収額に移行しますので、3万6,000円に減っていても3万円を仮徴収で納めていただくという形になります。そうすると、残りの6,000円をその年の本徴収、10月、つまり2,000円ずつということになります。

さらに、翌年はどうなるかというと、2,000円のものが翌年の仮徴収に行きますの

で、もし税額が6万円に戻ったとき。そうすると、本徴収の額がすごい大きくなってしま
う。

つまり、それがずっと今後続くことになってしまう。年税額が6万円のままに変わった
としても、なったとしても、本徴収と仮徴収の割合は変わらないまま行ってしまうと。

今回の改正では、2年は今の状態の額はちょっと違うのですけれども、起きますが、そ
の後に、年税額が変わらなければもとに戻ると。

つまり、3万6,000円だったものが6万円に戻ったときには、現行ではその格差が
ついたまま徴収することになるのですが、今回の改正では6万円の2分の1、前年度の年
税額の2分の1とやっていますので、そうすると最終的にはまた3万円、3万円、每期1
万円ずつに変わると、これが平準化の今回の改正でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第62号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第63号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採
決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第64号 平成25年度中札内村一般会計補正予算について

**◎日程第24 議案第65号 平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算につ
いて**

◎日程第25 議案第66号 平成25年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第23、議案第64号から日程第25、議案第66号までの平成25年度中札内村各会計補正予算についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億36万6,000円を追加し、総額を38億2,667万5,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ356万8,000円を追加し、総額を5億8,531万9,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ157万7,000円を追加し、総額を2億3,003万円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、はじめに高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 黒ナンバー7番、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係るある特定財源について、あわせて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

11ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄の一番下、屋外広告物解体撤去工事103万6,000円の追加ですが、美しい景観づくりのため、老朽化や現在は効果が薄れた屋外広告物6基を撤去するものでございます。このうち、役場庁舎前の防犯宣言と非核平和宣言の広告塔がありますが、これに変わり、庁舎入口に他の2つの宣言も含め、プレートを設置する予算として、上段の第1項総務管理費の庁舎管理費に施設用備品33万9,000円を計上しております。

次に、12ページをお開きください。

説明欄上段の村づくり塾交付金5万円の追加ですが、まちづくり塾を開講し、まちづくりを担う人材の養成を行おうとするものでございます。詳細は、現在検討中ですが、期間は2年間で20代後半から40代前半の村民10人程度と同年代の村職員も参加して、まちづくりの課題を学び研究するような内容を想定しております。年内に募集をし、1月に開講できるよう準備を進める考えであります。

次に、4目開発振興費、説明欄の立木処理業務委託144万3,000円の追加ですが、帯広開発建設部との委託契約の確定により、委託料及び特定財源の立木処理施設管理受託事業収入を追加するものです。

次に、15ページをお開きください。

9款消防費、説明欄の南十勝消防事務組合負担金9,458万7,000円の追加ですが、消防救急デジタル無線整備事業の実施設計の追加と、新たに整備工事に係る負担金を追加するものです。

特定財源の村債は、当初計上していました防災対策事業債 2 5 0 万円を緊急防災減災対策事業債 9, 6 5 0 万円に変更して計上しております。

次に、戻っていただきまして、8 ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

1 4 款道支出金、2 項道補助金の地域づくり総合交付金 2, 2 0 0 万円の追加ですが、中札内保育所移転改築事業に対して、本年度も交付が決定いたしましたので、追加するものでございます。

次に、1 7 款繰入金、1 項基金繰入金の公共施設整備基金 5, 2 4 2 万 6, 0 0 0 円の減額ですが、他の財源に振り替えることができる分を減額するものでございます。

次に、9 ページをご覧ください。

2 項特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金 1 2 9 万 6, 0 0 0 円の追加ですが、2 4 年度の介護給付費負担金の精算により返還されるものです。

次に、1 8 款繰越金 9 4 1 万 1, 0 0 0 円の追加ですが、決算剰余金見込額から法に基づく基金繰入額を除いた額を追加するものです。

次に、1 0 ページをお開きください。

村債の臨時財政対策債ですけれども、確定によりまして追加するものでございます。

最後に、戻っていただきまして、5 ページをお開きください。

第 2 表地方債の補正ですが、上段、追加の緊急防災減災事業債は、限度額を 9, 6 5 0 万円としております。

下段の廃止の防災対策事業債は 2 5 0 万円を、ただいまご説明しました緊急防災減災対策事業に変更するものでございます。中段の変更は、臨時財政対策債発行可能額の確定により、限度額 1 億 6, 0 0 0 万円を 1 億 8, 3 4 8 万 2, 0 0 0 円に変更するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 黒ナンバー 8 番、国民健康保険特別会計補正予算書の 8 ページをお開きください。

まず歳出について説明させていただきます。

最初に、3 款後期高齢者支援金、4 款前期高齢者納付金、5 款老人保健拠出金、6 款介護納付金。これらは、それぞれ追加減額の補正をしておりますが、それぞれの実績が確定したことにより、額が確定したことによる補正となっております。

次に、9 ページの下段、1 1 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金の説明欄、精算返還金 3 9 6 万円の追加ですが、これは平成 2 4 年度の退職者医療交付金及び療養給付費等負担金の額が確定し、精算による還付が発生しましたので、追加しようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。6 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、5 款道支出金の特定健康診査等負担金の追加ですが、平成 2 4 年度分の精算による追加交付となっております。

4 款の前期高齢者交付金、8 款の一般会計繰入金で、財政安定化支援事業の減額は、それぞれ額が確定したことに伴うものでございます。

次に、7 ページ、9 款の繰越金ですが、平成 2 4 年度の決算認定をまだ終えておりませんが、見込むことは可能ですので、歳入に見合う額として 4 1 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、

調整するものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護保険特別会計を補足説明させていただきます。

黒ナンバー 9 番、介護保険特別会計予算書をご用意いただきたいと思います。

歳出から説明させていただきます。7 ページをお開きいただきたいと思います。

上段、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金の償還金利子及び割引料の説明欄、国庫支出金等返還金 2 8 万円の追加ですが、これは平成 2 4 年度介護給付費等負担金等の額確定によるもので、国費分を返還するものでございます。

その下、一般会計繰出金 1 2 9 万 7, 0 0 0 円の追加についても、介護給付費等負担金、地域支援事業分が確定になったことから、村に繰出すものでございます。

これらの財源として、6 ページにお戻りいただきたいと思います。

6 ページ上段にあります 4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金の過年度分の精算による追加交付分 2 4 6 万 5, 0 0 0 円。5 款支払基金交付金、1 目支払基金交付金等の過年度分精算による追加交付分 4 4 万 6, 0 0 0 円でございます。

1 つ飛んで、8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、平成 2 4 年度分の繰越額 2 4 6 万 5, 0 0 0 円が見込まれますので、追加するものでございます。

戻りまして、これらの調整を 7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護保険事業基金繰入金で 3 9 7 万 9, 0 0 0 円を減額して調整するものでございます。

以上で終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩をいたします。午後 1 時から再開をさせていただきます。

休憩 午後 1 2 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

先ほどの議案第 6 4 号から 6 6 号までの 3 件について一括して質疑を行いたいと思います。質疑を出していただきたいと思います。

3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） 何点か質問したいと思います。

最初に、1 1 ページの一番下段ですね。屋外広告物解体撤去工事。先ほど、説明の中で、6 基撤去するということです。

一つは、その役場前の非核宣言の塔なのかな。それと、そのほか、どの場所を予定しているのかということ。これには、民間の広告物は含まれていないと思うのですが、そこら辺、どの場所なのかということと、あと 1 5 ページですね。

土地購入、4 0 万円。額は小さいのですが、場所は大体わかります。どのぐらいの面積なのかということと、執行状況報告ではスクールバス運行のためと書かれておりました。これは、将来的な話かなと思うのですが、4 2 号道路、かなり悪路というか、普通乗用でもちょっと水溜りあったりしてあまり行きたくない道路なのですが、将来的にスクールバス入れるようにということは、道路整備の計画もあるのかなと思いますけども、そこら辺どのように考えているのかなということ。

あと、その下段、消防の負担金ですね。9, 400万円ということでかなり額が大きいのですけども、広域化に伴うデジタル化というのかな。そういうことなのでしょうけども、ちょっとよくわからない部分もあるのでお聞きします。

1点目は、デジタルの整備って確か来年、再来年だったかなと思うのですけども、今回補正で出てきたということはどういうことなのかなということですね。

あと、かなりこの額が高額ですよ。こんなにかかるのかなというふうに思っています。

実施設計と、デジタルの整備という説明があったのですけども、かなり高額、よくわからないけども、要は無線機の更新というのかな、電波法が何かで変えなければならないということなのでしょうけども。うちみたい小さい消防の施設、かなり台数なんか少ないと思うのですよね。消防自動車と本部の無線機、あと携帯も何台あるのかな。

そのわりには、非常に単価が高いのですけども、これ単独で導入した場合だともっと高くなるのでしょうか。そこら辺のちょっと基本的な考え方がわからないので、教えてほしいということと、あと事業主体は、南十勝にはお金負担金で出すけども、事業主体は広域的にやるのなら十勝圏が何かで一括購入して、南十勝の消防組合のトンネルでいくお金なのか。そこら辺のちょっと流れというかな。

あと、特定財源が変わっていますよね、緊急防災減災事業債。これが変わったということは何らかの有利なものなのかなと思うのですけども、例えば交付税措置があるのかな。そこら辺、どのぐらいの交付税措置がされるのか。

そこら辺、されるのかどうかもわかりませんが、そこら辺の変えていった有利な部分というかな、そこら辺について教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず1点目の屋外広告物6基の内容ですけれども、帯広村界と更別村界にありますゆうきトピア中札内、ようこそ中札内の看板が各1カ所ございます。

それから、道道清水大樹線のこちらから行きますと、中札内橋の少し手前の道路沿いに子ども飛び出し注意という看板がありまして、これが三つ目のものです。

それから、四つ目が道の駅手前のアグリパーク内の交通安全の塔ですね。

それから、6基目が南札内の道道静中線の59号交差点付近にありますヒグマ横断中の看板です。これが民間で立てた看板なのですけれども、それぞれかなり色が薄くなったり、老朽化してさびが出ていたり、かなり巨大なもので景観を著しく阻害しているといえますか、そういったものですとか、ある程度役割を果たしたもののについて、今回撤去しようとするものでございます。

6基目は、ご質問にありましたように役場庁舎前のものでございます。

土地購入につきましては、施設課長の方から説明を後でさせていただきますけども、3点目の消防負担金の内容ですが、現在、機種を選定作業を進めておりまして、今後、機種を選定が決まった後に業者の一般競争入札ということになるのですけれども、それに当りまして、今回補正で追加をさせていただくということになります。

額については、まだ決まっておりませんので、今後の補正予算で減額になる可能性もありますけれども、9月補正で本村については、計上させていただいたということになります。単独導入の場合は、同じ条件ではないのですけれども、当初積算の段階では、大幅に単独の場合は、各市町村増えるということで、かなり共同で行うことが財政的にも大きなメリットがあるということで、十勝圏複合事務組合各構成市町村としても共同でという決定になったわけでございます。

事業主体は、共同の組織がありませんので、各消防事務組合、中札内でいえば南十勝消防事務組合が帯広市消防本部に事務委託をするという方式で、帯広市消防本部が発注するのですけれども、そのために各組合から帯広市消防に負担をするという流れになります。

特定財源としまして、緊急防災対策事業債を充てることにしたものです。これは、起債の充当率が100パーセントで、交付税算入率が70パーセントという大変有利なものでありまして、これも統一して全市町村この起債で財源の対応をするということでございます。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 42号道路用地の買収の面積でございます。

42号から私道への取付に必要な部分800平方メートルを近傍道同種の価格を参考に、500円と見まして、40万円、800平方メートル掛ける500円で40万円ということに予算計上させてもらっております。42号道路の今後の整備計画ですけれども、42号道路につきましては、通常の道路維持の中で砂利敷き、グレーダー等をかけて管理していくというふうに、今のところ考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 看板の関係はわかりました。

59号、これは上流センターでつくったやつかな。私もかかわってあれしたのですが、非常に見ても管理状態が悪いなと思っていましたので、村でやるのもいいのかなというふうに思います。

ただ、民間の看板、前も何かの機会にお話したのですが、今でもかなり村の道路用地だと思われる場所にはかなり民間の看板立っていますよね。看板だけでなく、のぼりなんかもいっぱい立ったりして。そこら辺、今回出てきたというのは景観の委員会の中でたぶん話が出されて出てきたのかなと思うのですが、そこら辺にあわせて、委員会の中でそういう民間の看板の調査というかな、そこら辺を検討するという話だったかなと思いますけれども、そこら辺、その委員会の中でもやっているのかどうなのか、これからやるのか、そこら辺の今後の考え方ですね、教えてほしいと思います。

あと、道路整備ですね。スクールバス云々とありますけれども、ここら辺、スクールバスが入っていくという前提で買ったのかなと思うのですが、具体的にスクールバスの運行委員会って教育委員会にあると思うのですが、そこら辺の中でそういう話というのかな、されているのかどうなのか。将来的な部分も含めて、運営委員会の中でどんな話がされているのかという。もしあれば、教えていただきたいなと思います。

あと、デジタルの整備ですね。かなり高額ですよ、1億円近く。

平成26年度、平成27年度に予算化するのかなと思っていたのが、今回、今年からやり出すというそういう意味なのか。そこら辺、たぶんうちの村だけでなく、他も一斉にやると思うのですが、そこら辺の流れというのかな。わかっていたら教えてほしいなというふうに思います。

あと、起債の関係、交付税70パーセントといたらかなり、過疎債に近いぐらいあるので、これは大変結構なことかなと思っていますけど、それにしても単価的にかなり高い、素人ながら思うには高いなというふうに、そんなふうに思いますけれども。

単独でやるよりはかなり安いという今答弁ですが、そこら辺ちょっと一般の人が見ても何だろうかと思うので、そういう理解活動というのでしょうか、そういった部分での周知というかな。そういうのもこれから必要なかなと思いますけれども、そこら辺につい

での考え方が持っていればお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の民間の看板で道路敷地に入っているところの考え方。

それから、委員会の論議の関係でございますけども、景観まちづくり委員会の中でも、この点については、村の方から提起をさせていただいてご意見もいただいているところで、まず先ほどの概ね村が設置した看板については、早急に撤去すべきだというご意見がありました。

それから、民間の看板で、例えば道路占用を取っていないですとか、道の屋外広告物条例に違反している高さですとか、大きさが違反しているものなどについて、やはり村としての指導をきちんとするべきだというようなこともありまして、補正予算の補足説明で申し上げなかったのですけれども、同じまちづくり推進費で屋外広告物の解体撤去の上段にあります道路敷地復元測量委託というのが、これは全てではなくて、まず、以前から問題となっております栄東4線、あの付近の看板について、調査をまず先行してやりたいということで、16万6,000円の委託料を追加させていただいたものでございます。

その他の看板については、この後、新年度になると思いますけれども、必要に応じて、こういった委託費を計上しながら、詳細な調査をして、必要な指導をしていくということで現在考えているところであります。

消防の救急無線デジタル化の関係で、確かに事業費としましては、総体で相当な額になっておりまして、全体で約40億円近くの事業費になっています。

これは、現在アナログ式のものを全てデジタル式に変えるということが必要で、移動無線機だけではなくて、広域化に伴いまして、十勝管内12カ所に局舎の建設をしなければならない。無線局の局舎を建設しなければならないというところが約15億円ぐらいであります。

そのほかに、局舎以外の基地局の無線装置、鉄塔ですとか、それから空中線ですとか、それから移動式で言えば、消防車ですとか緊急車両に積むもの、救急車ですとか。

それから、ハンディの携帯型の無線機などなどで相当な金額になっております。

当初、論議が始まったときに比べまして相当、いわゆる節減できるものは節減する。現在のものを使えるものは使おうという基本的な考え方に立って、こういった金額まで圧縮したということで、一般的に言えば大きいのですけれども、十勝管内広いということもありまして、これだけの金額がかかる見込みであります。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それでは、2点ちょっと私のほうから追加をさせていただきますが、まずスクールバスの関係でございますけども、今のところ、スクールバスを間違いなく動かすというところにはいっておりません。というのは、現地を何回も見ているのですが、たまたま今は知っているバスが大きいこと。

それと、道路敷地はあるのですが、実際の有効幅員というか、それがちょっと狭い状態なのですね。

冬の間も専用のグレーダーを入れられないと。ショベルを持って行ってやっているものですから、どうしても通常のバスを動かす時間帯には、うちの機動力のあるショベルではなくて、いわゆる専用の除雪車ではなくて、ショベルを持って行っているものですから、どうしても時間にずれが生じているところがある。

あと、その民地堺との幅が狭いとか、いろいろ条件整備、クリアしなければならないと

ころがあるのかなというふうに思っています。おっしゃるとおり、42号の問題もあります。

ただ、先を展望しますと、あそこの団地だけで、今でもお子さんが三人ぐらい通学しています。これが、徐々にずっと増えていくということが間違いなくございますので、何とか子どもたちの安全通学を確保のために、今申し上げましたようなその条件整備、こういったものをきちっと、今、土地をまず取得しながら、次の段階では、できる限り、例えば、もうちょっとスクールバスの全体路線を見直しして、安全に通行できるバスを動かすことはできないかなとか、総合的なことを整理した上で、何とかできるのであれば、来年の4月から動かしていきたいなど。

今、年度中でやる方法もありますが、年度途中でやりますと、今ご質問いただいたように、ほかの路線ですとかほかの区域、あるいはバスに搭乘している時間、いろんなものに影響してきますので、そういった環境整備、条件整備をきっちりと踏まえた上で、最終的な判断をしたいと思っていますが、何とかスクールバスは動かせればいいなということで考えていますので、いく方向に極力努力はしたいというふうに思っております。

次が、消防のデジタル化の整備の関係でございます。

ご質問のように、当初の予定では平成26年、平成27年でした。その中でも、一つ大きな課題としてあったのは、19町村の広域ですので、お互いの町村の財源確保をどうするかという大きなテーマが一つございました。と申し上げますのは、過疎の使えるところは、うまくいろいろ過疎が使って財源確保ができるのですが、例えば、私どもだとか土幌のように過疎債のないところは、その分が一般財源になるということになりますので、できる限り有利な制度を模索しようということで、国の補助の模索もするなどやっております。

ところが、平成25年度の実際の予算に動き出した中で、二つ大きな環境変化があったのは、一つは、国の消防救急の無線デジタル化の予算枠が非常に少なくなってしまったということでございます。

逆説的にもう一つは、あまりいい根拠ではないのですが、例の地方公務員の給与削減を財源にして、新たに緊急防災、今回の起債の充当させていただくものが制度化になりました。

これは、制度化になったのですが、一つクリアしなければならない条件がございまして、緊急防災地債は平成25年度の臨時事業ということで、平成25年度中に手を付けなければならないと。実施設計だけでは駄目だというふうになってしまったものですから、その辺を私どもの会議、それから、町村長の会議の中でも、もともと計画していたものを1年繰り上げて、それで均等に財源確保できるのであれば、それは問題ないだろうということで、何とか有利な制度をうまく使っていくと。特に交付税算入率が高いということになっていきますので、できればそういったことをトータルで整理をさせていただいて、今般、緊急的なのですが、もともと来年、再来年にあったものを繰り上げるということでございますので、そういった全体の合意形成ができましたので、今回こういった補正をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 関連することばかりなのですが、一つは、看板撤去のことで、民間の看板を3個撤去したということの中で、中札内橋の手前の子ども飛び出し注意

という看板を撤去したということがありましたけれども、あの看板のどういうところが撤去しなければならなかった理由なのか。

たまたまあそこの家庭の近くには、まだ学校に通っている子どもさんがいらっしゃると思うのですよね。ですから、まだ必要なのではないかなと私は気がしたのですけれども、その撤去した理由について、ちょっとお伺いします。

それと、あともう一つ、先ほどの土地購入の件についてなのですが、将来的にスクールバスを通すために便宜上ということが言われて、その内容についても理解いたしましたけれども、たまたまあそこを、私も確認しましたら、道路幅が狭いということ、スクールバスが通るには道路幅が狭いということは、それをクリアしなければいけないのかなと思うことと、もう一つ、あそこは私有地になっていますね。

その私有地にスクールバスなり何なりを通すためには、何らかの許可とかそういうようなものが必要かと思うので、そういったことはどういう形で整備をしていくのかと、その2点をお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 私有地とおっしゃるのは、手前の南側から北に向かった分だと思うのですが。その分については、今後、先ほど申し上げましたようにバスを通すとすれば、どういう管理協定にするのかしっかりとご相談をさせていただいて、たぶんこちらが取得するということにはならないので、管理協定という格好になると思うのですが。

例えば、冬の除雪の仕方をどうするだとか、あるいは通常の管理、例えば砂利敷きだとかそういうところをどうするのか、あるいは今の幅では、全然ちょっと、冬になりますとかなり狭くなるので、その辺の対応をどうするか。

その辺のところは、何人かの方とはそれぞれ個別に会ってお話をさせていただいていますが、向こうも一方的に村にただ要望すればいいというような認識は全く持っていないので、ここはお互い紳士的に対応しながらいい方策を見出したいと、一般的には管理協定かなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 子ども飛び出し注意の看板については、村が設置したものだというふうに理解をしていましたので、民間が設置したものであれば、再度検討して撤去しないことになると思います。調査させていただきます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 先ほどの看板の撤去については調査していただくということもあるので、その調査した結果が変わるのかなというようなことが考えられますけれども、たまたま、やっぱりあそこの近くの子どものさんたちのいる人たちの意見も聞く必要もあるのかなという気がいたしますので、調査した結果、そういう人たちの、近所の人たちの意見も参考にさせていただくことも必要ではないかというように思いますので、その点お願いいたします。

あと、土地の購入関係でスクールバスが通るための整備についてもわかりましたけれども、本当にあそこは私も確認したところ、電柱が道幅の3分の2くらいのところに立っているのですよね。

あれがすごく私は問題かなと思っているので、そこの住んでいる住民の方、また地権者の人たちとも十分話し合いをして、早くそのことの解決をしていただきたいなというよう

に思うところですので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 意見ということでお聞きしておきますが、答弁ありますか。
いいですか。そしたら、意見ということで捉えておきたいと思います。

そのほか。

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤耕平君） 同じくちょっと看板撤去のことだったのですが、撤去の中に
庁舎前の非核宣言の含まれているということだったのですが、それに伴ってだと思
うのですが、備品購入ですか。33万9,000円であると思うのですが、恐ら
く非核宣言を新しくするのかなと思うのですが、具体的にどのようなものを考えてい
るのかお聞きます。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 現在、村では四つの宣言が生きておりまして、それらの宣言を
庁舎の入口の風除室の壁に設置するというもので、金属製のおよそ90センチメートルぐ
らいの幅のものを考えております。4枚連続して貼るというような形で考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤耕平君） あまりちょっとイメージ湧かないのですが、屋内になるという
ことですか、屋外ということですか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 正面玄関の自動ドアと自動ドアの間の風除室の中という場所にな
ります。

○議長（高橋和雄君） 2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤耕平君） 非核宣言、とりわけ四つの宣言の中で、非核宣言というのは本当
に重要な宣言だと思うのですよね。

ほかの町村なんかを見ても、屋外に大きなものを立てたり、まちによっては大きな垂幕
を庁舎の壁に掛けるなどしていますので、やっぱり庁舎の中に入ってきた人だけがわかる
ような形なのではなくて、やっぱり屋外というのが村外の人とか国道を通る人が目につ
きやすいようにするべきだと思うのですが、その辺について最後にお聞きます。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 現在の広告塔に変わるものについては、今回補正予算に計上さ
せていただきましたものなのですが、今後必要に応じて、非核宣言ほかも含めて、
必要があれば役場庁舎への懸垂幕の掲示なども方法としてありますので、常時付けるとい
うことではなくて、例えば非核であれば8月の原爆投下ということがありますから、8月
についてはそういった懸垂幕を掛けるなど、スポットで啓発するという意味で掲示するこ
とも検討してみたいと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） 私も関連するところが多いのですが、11ページの屋外広告物の
解体撤去ということで、2、3意見が出ていますが、私は前回も静中線の大きい看板かな、
思いだしてみると。

かなりいい看板があったのですが、あれを再利用すると撤去費も半減して非常に効果が
多かったのではないかなというふうに思うのですが、今回の部分も具体的に現地見ていな

いですから、私のほうではちょっとわからないのですが、言いたいことは撤去に100万円ほどかかるわけですから、私の気持ちとしては、再利用できるものについてはそのほうが効果的に安いということになれば、そういうことも積極的に考える中で、再利用を考えていくことがいいことではないのかなという気がしますので、そこら辺の考え方を教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど来から出ている15ページの土地購入費の40万円です。村長からの村政執行状況報告で、村道42号道路、民地の一部取得ということであります。

これについては、私も何回か一般質問をして確認を得ているわけですが、常盤西3線住宅団地の方々の念願であった道路問題。ようやく村も動き出したのかなということで私も理解もしていますし、ぜひそれらの要望に従って、今後早急に対応していただきたいというふうに思うのですが。

それで、先ほどその土地については恐らく1,145平米ほどの土地だと思うのですが、そのうちの800平米を取得するという、こんな先ほどの答弁もありましたが、ちょっと幅と長さですね。ということで、800メートルになったのか。

その辺の幅と長さを教えていただきたいということと、先ほどは42号道路については通常の道路整備の中で、スクールバスが通れるように整備をしていきたいということですが、その団地内の道路は、確かに狭い部分もありますけども、先ほどの答弁を聞きますと、管理協定ということなのですが、私はその道路、私道ですけれども、村のほうで無償の寄付を受ける中で整備することが非常に理想的ではないかというふうに思うのですが、それらも含めた今年度の、来年の4月からスクールバスを動かしたいということですから、今年度の道路整備計画の状況。あるいはまた除雪等について、具体的に今の段階でお知らせをしていただきたいなというふうに思います。

それから、南十勝消防事務組合の負担金の関係ですけれども、これについては前回の全員協議会かな、財政シミュレーションの中で捉えられておりまして、全体的に1億2,300万円ほどかな。ということで資料も私は持っておるのですが、今回、それが9,458万7,000円ということで、非常に下がったわけなのですが。

2割ちょっとぐらい減額になっていると思うのですが、その辺のわかる範囲内の理由と、9,458万7,000円の内訳として、実施設計と整備工事費があるかと思うのですが、その区分がわかればお知らせをしていただきたいというふうに思います。

その点をとりあえずお願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 3点についてお願いをいたします。

火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それでは、道路の関係を私のほうで答えさせていただきます。

800と申し上げましたのは、今ご質問いただいた中にある所有者と、もう一人の所有者を想定しています。と言いますのは、たまたま42号とこの道路の取付状況がちょっとクロスの状態があまりにも角度がきつすぎて、今のままでは、どんどん面積増やさない限りはいくら面積を買っても足りないという格好になってしまいますので、それで、今までの所有者の方お一人と、もう一人は隣接する農地をお持ちの方にも今ご相談をして、腹づもりとしては、大体300対500ぐらいの比率かなと。

今、その正式な現地の表示、それから、測量をやっていますので、正確に何メートルというのは今申し上げられないのですが、道路の幅の間口としては12メートル、12メートルで確保したいというふうに思っております。

もう一つの無償で寄付を受けてという話になるのですが、無償の寄付となると、これはなかなかハードルが高くなるのかなと。無償の寄付となりますと、義務外負担の、その寄付の義務外負担というか、例えばそれを受けるにあたって、議会の議決がいる場合があったりとか、3分の2の議決対象になったりする可能性があります。

それと、もう一つは、やはりもともと、これも何回も話させていただいていますが、開発業者にきちっとした責任を果たしていただかなければならないところがあるので、私どもはできる最善の努力はさせていただきますけれども、根本的なところは、きちっと整理をしておきたいと。

これについては、地権者の方何人もやはり売った業者にも責任はあるという認識もしていただいています。

寄付を受けることよりも長い目で考えて将来どうなるかわかりませんが、今現在としてはやはり寄付を受けるということではなくて、管理協定でやっていくべきかなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の看板の関係でございますけれども、基本的な考え方としまして、看板がなければ事業活動に支障をきたすですとか、あるいは村外から訪れた人が迷ってしまうですとか、そういったことについては避けなければなりませんので、全ての看板をなくそうとは思っていませんけれども、必要最小限にしたいということと。それから、大きさについては極力、それも必要最小限の大きさ、それから、老朽化したものについては立て替える、あるいは撤去する。役割を終えたものについては、撤去するという基本的な考え方に立って、再利用するという考え方は持っておりません。

ですので、今後、今回、この看板の撤去などを見ていないものにつきましても、来年度以降、撤去するものが出てくるかなというふうに考えております。

それから、3点目の消防の負担金の関係でございますが、1億2,000万円余りにつきましては、後年度に負担する分、平成26年度以降に負担する分も含めると1億2,000万円余りということでございまして、今年度補正をする分につきましては、緊急防災事業債に係るものということで、緊急事業分で実施設計分が199万円、整備工事分が9,458万7,000円の内訳になっていまして、合計すると9,657万7,000円でございます。

当初予算では、すでに緊急事業分ではなくて一般事業分の実施設計については56万円を計上しておりますので、実施設計分としては、あわせて255万円ということになります。後年度の分の整備工事分として2,660万5,000円というのが現在の積算の内訳でございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 看板の関係ですけども、言ってみれば今後はそう大きい看板、付けないで極力小さい看板でということだから、6基ある大きいものについては、私はちょっとわからないけども、それぞれ使い物にならないと言って、ということで再利用を考えていないということ言っているのかなというふうに思うのですが。そこら辺と、道路整備の関係ですが、800平米の関係はわかりました。

ただ、寄付は難しいということでちょっと考え過ぎているのかなというふうに思うのですが、その団地の方々とお話していけばわかると思うのですが、そこら辺の無償については、何もそんなに難しく受け止めて、議決分の3分の2とかというそんなことよりも、や

はり管理協定というよりも、受ける中で今後の道路整備というのですか、スクールバスなり緊急車両が通れるように現況の道路については非常に悪路なので、そういう形で、今後、段階的に整備していくということが当然の行為ではないのかなというふうに思いますので、そこら辺、ぜひ、団地の方々と懇談する中で、ぜひ、念願に添えるような形でぜひお願いしたいものだなというふうに思いますが、そこら辺の考え方を聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、これも執行状況で村長から述べられているのですが、選挙公約ということで5分野33項目の具体的な取組みをするために、それぞれ会議を開催して、各課長等まで下に降ろしているのだという報告がありました。

さらに、また年度内に着手実施できるものについては、補正予算に計上しているよと、こういうことではっきり謳われているのですが、ちょっと私も5分野33項目、資料持って見ていますけども、捉え方が違うのかな。今回の補正の中で、特に述べるような補正に計上しておりますという何か項目が特に見当たる部分は何項目あるのかなという気がちょっとしているのですけども、そこら辺、33項目のどういうものが該当して、予算ではこう見ているよというものをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の看板の再利用については考えておりません。現在地で塗り直すですとか、移設するということは考えておりません。撤去して処分するというところでございます。

選挙公約の5分野33項目の中で、今回の補正予算に反映しておりますのが、先ほどのまちづくり塾、これは人材の養成ということでございます。

それから、この看板についても美しい景観づくりということで公約の中にございますので、この2点が、今回、平成25年度中の補正で追加をさせていただくものと、公約に基づいて追加をさせていただくものでございます。

○議長（高橋和雄君） 一つは、ご意見みたいだったのですが、考え方も聞いておりますので、お願いします。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） ご意見としては受け承りますが、私どもの基本的なスタンス、今、変えるつもりはございません。

ただ、地域の方々と、おっしゃるように、十分意見交換をしながら暮らしの安心安全を守るというスタンスを後退させるつもりはございませんので、ご指摘のように地域の方とは今後も十分意見交換、懇談をさせていただきたいと思っています。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 3回目、最終ということでございますが、道路問題で火山副村長言われるようなことでいいと思うのですが、いずれにしても、今までの念願であった道路ということで、ようやく動き出しております。

よりまして、そこら辺、十分団地の方々と懇談する中で、ぜひ住みやすい中札内村、その団地ということで、ぜひお願いをしたいと。

このことについては、私も一般質問の最後に田村村長にかなりしつこくやりとりしましたが、前進させることでやっていきたいという力強い言葉ありますので、そういうことで団地の方々も理解をしておると思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。
そのほか。質疑ございませんか。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、これで質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
議案第64号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第64号、平成25年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第65号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第65号、平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第66号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第66号、平成25年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 認定第1号 平成24年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第27 認定第2号 平成24年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ◎日程第 2 8 認定第 3 号 平成 2 4 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 9 認定第 4 号 平成 2 4 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 3 0 認定第 5 号 平成 2 4 年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 3 1 認定第 6 号 平成 2 4 年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 2 6、認定第 1 号から、日程第 3 1、認定第 6 号までの平成 2 4 年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての 6 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程認定議題に供されました各会計決算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

平成 2 4 年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いしますものです。

また、主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書をあわせて提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明は終わりました、続いて、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査委員。

（木村誠代表監査委員登壇）

○代表監査委員（木村誠君） それでは、平成 2 4 年度の決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、平成 2 5 年 8 月 2 0 日、村理事者に、監査委員から決算審査についての講評を行ない、その後、決算審査意見書を理事者に提出いたしました。

審査期間は、平成 2 5 年 7 月 2 9 日から 8 月 7 日までの土曜日・日曜日を除く 5 日間行いました。

審査中、軽易な点は各課長を通じ、個々に指摘し、改善と対応を求めています。決算の主な内容は、お配りしています決算審査意見書をお読みいただきたいというふうに思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日 5 日から 8 日までの 4 日間は、議事の都合により休会し、9 日から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回は9日から本会議を再開することに決定をいたしました。

もう一つお諮りをいたします。

9日の会議は、議事の都合により、午後1時から開議時間を変更して開会したいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回9日は、開議時間を変更し、午後1時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれで延会といたします。

延会 午後 1時52分